

上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例及び上田市太陽光発電設備に関する指導要綱の手続きに伴う主な指導内容について

令和7年1月10日時点

内 容	回 答
1 条例又は指導要綱の対象外となる小規模設備は届出は不要で良いか。	事業主が異なる場合などで小規模設備として対象外であっても、一体と判断され手続きが必要になる場合がありますので、小規模設備の計画については事前相談を行ってください。 尚、小規模であっても令和6年4月1日に施行されました「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の適用となる場合があります。
2 森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届書を提出し、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書が交付されていれば、伐採作業は着手してよいか。	条例及び指導要綱に基づく手続きが完了し、着手届の提出後に着手してください。
3 事前協議済通知書の交付を受けた後に計画変更が生じた場合、再度事前協議を行う必要があるか。	基本計画が変更となる場合は、原則として再協議が必要となります。
4 地域住民等に対する説明会は複数回の開催が必要か。	地元住民等との良好な関係に配慮し、地域住民等の理解が得られるよう説明に努める必要があります。よって、地域住民等から意見要望があった場合には説明会を複数回開催し協議を行い、理解が得られるよう努めてください。
5 事業計画に変更が生じた場合の事業変更届はいつまでに提出するのか。	変更が生じる際は速やかに変更内容を標識に掲示するとともに、7日以内に標識(掲示内容変更)届出書を提出し、事業変更届についても速やかに提出してください。
6 事業計画に変更が生じた場合の地域住民等に対する説明会は必要か。	変更内容を標識に掲示後、速やかに地域住民等に対し説明会を開催してください。 尚、説明会の開催方法については地元自治会等と協議して開催してください。
7 説明会における設計者からの説明について、委任状による代理説明は認められるか。	条例に基づく説明会における説明は、設計者が行う必要があります。よって、委任状による代理からの説明は認められません。
8 標識設置後の標識設置届の提出が遅延した場合、事前協議書の提出可能日は標識設置日から30日以上経過していれば良いか。	標識を設置した日から7日以内に提出する必要があります。標識設置届の提出が7日以上経過後に提出された場合は、提出日から23日以上を経過しないと事前協議書を提出することはできません。
9 完了確認後に売電開始が可能ということで良いか。	事業完了確認書の受領後に売電開始するよう努めてください。
10 事業完了届出書は工事期間内の届出が必要か。	工事期間内での提出の必要はありませんが、工事が完了した時は速やかに提出してください。 尚、速やかに提出が出来ない場合は事業変更届出により工期期間の延長を行ってください。
11 着手後に事業主の変更が生じる場合はどうしたらいいか。	所定の様式により事業主の変更を速やかに提出してください。その際は、締結済の協定書の内容及び着手前に行った現地調査における指摘事項に対する確約書の内容を承継してください。
12 完了後の現地立会における指摘事項に対する確約書の回答はいつまでで提出するのか。	指摘事項の内容によっては、対応がされない場合、施設の機能に影響を与えることが想定されますので、速やかに対応していただき提出してください。
13 関係法令の手続きが完了しないと手続きが開始できないか。	関係法令がある場合、条例においては関係法令等の許認可が協定締結の要件となっておりますので、着手は手続き完了後となりますが、事前協議等については並行して行うことができます。